

所得税・復興特別所得税の確定申告

2月16日から3月15日まで、越谷税務署の確定申告会場をイオンレイクタウンに開設します。確定申告に関するお問い合わせは、**越谷税務署 ☎ 965・8111 (自動音声案内)**へ

確定申告が必要な方

▼平成28年分の事業・不動産・譲渡所得などの合計金額から所得控除(基礎・配偶者・扶養控除など)の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除額と年末調整で控除を受けた住宅借入金等特別控除の合計額を超える方

▼給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方

- ・給与収入が2千万円を超える方
- ・2カ所以上から給与を受けている方
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
- ・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

《公的年金等所得者の申告手続不要制度について》
公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告は必要ありません(この場合であっても、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります)。

【注意】所得税等の確定申告を必要としない場合であっても、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

があります。

確定申告すれば所得税等が還付される方

次のような場合は、確定申告書を提出することにより、源泉徴収された所得税等が還付されることがあります。

- ▼平成28年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
- ▼給与所得者で、次のような方
 - ・10万円以上の医療費を支払った方
 - ・住宅ローンなどを利用して、平成28年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕・増築をした方
 - ・災害や盗難などにあった方
 - ・一定の要件に該当する寄附金を支払った方(ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請したが、申請後に適用外となった方も含む)

確定申告に必要なもの

市民税・県民税の申告に必要なものと同様です。2面の「申告に必要なもの」を参考にしてください。

なお、確定申告の内容によっては、必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署へお問い合わせください。また、還付申告の場合、還付金の振込先口座(本人名義)の口座番号の分かるもの(通帳など)が必要です。

確定申告の提出方法

越谷税務署の「確定申告会場」(所得税等・消費税・贈与税)を、「イオンレイクタウンkaze 3階イオンホール」に開設します。

開設期間中、越谷税務署庁舎内での申告相談は実施していませんので、ご注意ください。

なお、土・日曜日は申告受付は行っていませんが、2月19日(日)・26日(日)に限り、イオンレイクタウン会場でも申告相談を実施します。

源泉徴収票などの添付書類の提出について

源泉徴収票や社会保険料・生命保険料の支払証明などの添付書類は、添付書類台紙に貼ってご提出ください。

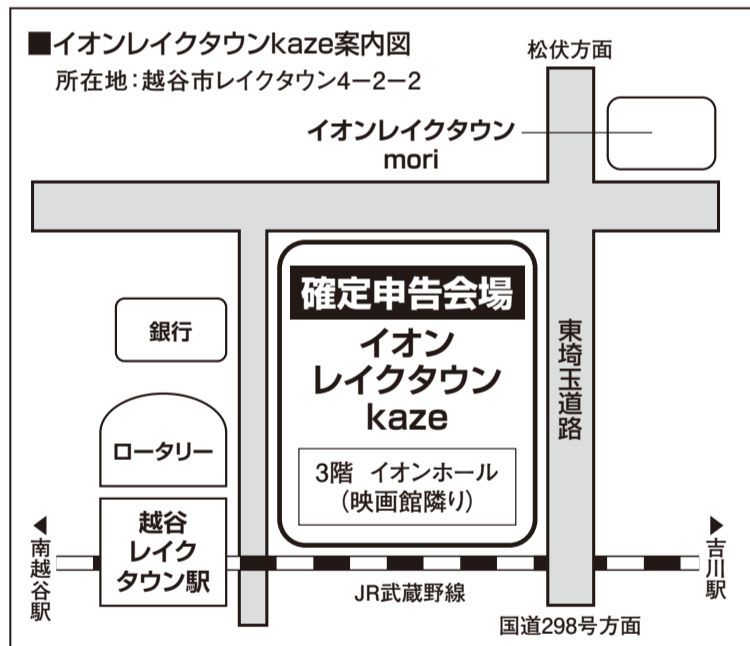
越谷税務署に申告をお願いします

次の確定申告をする方は、市民税・県民税申告会場で受け付けができません。越谷税務署(イオンレイクタウン会場)に申告をお願いします。

■申告会場 イオンレイクタウンkaze 3階イオンホール

日程(開設期間)	受付時間
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く) ※ただし2月19日(日)・26日(日)に限り開場します。	午前9時～午後4時

※混雑状況などにより、受付終了時間を早める場合があります。
※確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告の受付および納税相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。



「ことに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。」

・医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額が分かるものをお持ちください。

▼平成28年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告

▼給与などを2カ所以上の会社から受けている方の申告

▼公的年金等を2カ所以上から受けている方の申告

▼給与所得と公的年金等の所得など2種類以上の収入があった方の申告

▼扶養・障害者控除などを追加する方の還付申告

▼一時所得があった方

▼白色申告で、事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあり、収支内訳書の記入・計算ができていない方

※市民税・県民税申告会場で受け付けできる申告に記載があっても、内容によってはお受けできない場合がありますのでご了承ください。

領収書(原本)は医療機関

医療費控除を受ける方の還付申告

「ことに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。」

・医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額が分かるものをお持ちください。

▼平成28年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告

▼給与などを2カ所以上の会社から受けている方の申告

▼公的年金等を2カ所以上から受けている方の申告

▼給与所得と公的年金等の所得など2種類以上の収入があった方の申告

▼扶養・障害者控除などを追加する方の還付申告

▼一時所得があった方

▼白色申告で、事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあり、収支内訳書の記入・計算ができていない方

※市民税・県民税申告会場で受け付けできる申告に記載があっても、内容によってはお受けできない場合がありますのでご了承ください。

領収書(原本)は医療機関

医療費控除を受ける方の還付申告

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分～49年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付が必要です。復興特別所得税の額は各年分の基準所得税(原則として、その年分の所得税額)に2.1パーセントの税率をかけて計算した額です。

納税は期限内に

確定申告による所得税等の納期限は3月15日(水)です。納期限までに金融機関または税務署で納付してください。確定申告書提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありません。また、納付税額が30万円以下の場合には、越谷税務署窓口でバーコード付納付書の交付を受け、コンビニエンスストアで納付することができます。振替納税を利用する方は、4月20日(木)に指定の口座から自動的に納付されます。

確定申告書の作成は自宅などで

作成した申告書は「印刷」「郵送」が便利です。毎年、税務署の申告会場は大変混み合い、手続きが終了するまでに時間がかかりますので、お早め(午後3時ごろまで)にお越しください。



- 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」は、こんなに便利!
- 【自動計算】……画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、計算誤りの心配がありません。
- 【いつでも】……24時間利用ができますので、日時を選びません。作成途中のデータも一時保存が可能ですので、いつでも再開ができます。
- 【どこでも】……インターネットに接続されたパソコンがあれば、どこでもできます。
- 【サポート】……操作方法については、さまざまな申告内容に応じたマニュアルが掲載されているほか、電話で問い合わせができるヘルプデスクが設置されているので、初めての方でも安心です。
- 【郵送で提出】……作成した申告書は、印刷して郵送することができるので、混雑している申告会場に行かなくても大丈夫です。電子証明書(住基カードなど)とカードリーダーがあれば、e-Taxで送信することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。